

江別市介護人材確保定着支援事業奨励金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の介護事業所における人材の確保定着、介護業務の効率化による職場環境の向上及び介護職員の負担軽減を図るため、奨励金及び補助金（以下「奨励金等」という。）を法人及び法人を経由して介護職員に交付することで、市内の介護事業所のサービス供給体制を確保するとともに、本市の定住人口の増加に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 市内に介護事業所を有する法人をいう。
- (2) システム 公益社団法人国民健康保険中央会が構築及び運用しているケアプランデータ連携システムをいう。
- (3) 介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所（地方公共団体を除く。ただし、システム導入の場合は、連携対象となる者をいう。）をいう。
- (4) 交付要件対象者 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 法人が市内の介護事業所に新たに直接雇用した有資格者の正規職員（1週間の所定労働時間が同一の介護事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じ所定労働時間の労働者をいう。）であって、雇用を開始した日から起算して1年以上継続して当該介護事業所に勤務する見込みのあるもの
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に基づく雇用保険の被保険者のうち、雇用期間の定めのない雇用契約者であって、1週間の所定労働時間が30時間以上のもの
- (5) 有資格者 別表第1の資格を有する者をいう。
- (6) 起算日 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日
 - ア 介護事業所に新たに有資格者として雇用した者については雇用を開始した日
 - イ 新たに雇用した者が交付要件対象者でない場合は、その者が雇用を開始した日から1年以内に別表第1の資格を取得した場合については資格取得日（正規職員でない者が当該資格取得後に正規職員となった場合は正規職員となった日）
 - ウ システムについては、ライセンス料を給付費から差し引かれた日又はライセンス料の支払日

(奨励金等の種別等)

第3条 奨励金等の種別、交付要件及び金額は、別表第2のとおりとする。

- 2 市長は、別表第2に規定する基準により算出した額（システム導入補助金を除く。）を、法人を経由して交付要件対象者に支給することができるものとする。
- 3 家賃補助の対象期間は、交付要件対象者が採用を決定された日以後に賃貸借契約をした日の属する月から起算して12か月間とする。

(奨励金等の対象者)

第4条 この要綱による奨励金等の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれか又はその両方に該当する者とする。

- (1) この要綱の施行日以後に交付要件対象者を雇用した法人
- (2) 市内の介護事業所にシステムを導入した法人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による奨励金等の交付を受けることができない。

- (1) 法人の内部異動による雇用の場合
- (2) 市内の介護事業所に就労したことがある者を雇用した場合（当該就労をしたことがある介護事業所を離職した日から起算して3年を経過していない者に限る。）
- (3) 同一法人間において入退職をした者を雇用した場合
- (4) 申請日の属する年度において介護保険サービスの提供実績がない場合
- (5) 申請日において介護事業所を休止している場合
- (6) 申請日の属する年度末までに介護事業所を休止又は廃止する予定がある場合
- (7) 法人の代表者、役員及び従業員並びに就労する者が、暴力団員（江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合
- (8) 他の法律又は予算制度に基づく類似の補助金等の交付を受けている場合
- (9) その他市長が不適当と認める場合

(予備申請)

第5条 奨励金等の申請を予定している者は、前条の規定による要件を満たすことが見込まれることを確認し、申請を予定している年度の11月に介護人材確保定着支援事業奨励金等予備申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(奨励金等の申請)

第6条 この要綱による奨励金等の交付を受けようとする者は、介護人材確保定着支援事業奨励金等交付申請書（第2号様式）及び介護人材確保定着支援事業奨励金等交付請求書（第3号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用奨励金、定住奨励金及び家賃補助
 - ア 就業証明書（第4号様式）
 - イ 誓約書（第5号様式）
 - ウ 雇用契約書の写し
 - エ 履歴書又はエントリーシートの写し
 - オ 有資格者であることを証する書類等の写し
 - カ 賃貸借契約書の写し（契約者、家賃の額及び支払の時期の分かるもの）
- (2) システム導入補助金
 - ア ライセンス料を給付費から差し引かれた日又は支払日が分かる書類等の写し
 - イ アに掲げる書類等の写しを添付できない場合は、システムの利用申請が完了したことが分かる書類等の写し

2 奨励金等の申請日等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによ

る。

(1) 雇用奨励金、定住奨励金及び家賃補助 交付要件対象者が申請日において継続して就労している場合に、起算日から6か月を経過した日以後の最初の12月に申請できるものとする。

(2) システム導入補助金 起算日以後の最初の12月に申請できるものとする。

3 前項第1号に規定する奨励金等を申請する場合において、家賃補助の対象期間が2会計年度にわたるときは、当該申請は年度ごとに行うものとする。この場合において、前年度分の申請内容から変更がないときは、第1項第1号に規定する書類の添付を省略できるものとする。

4 奨励金等の申請回数は、同一の交付要件対象者について、別表第2に掲げる種別ごとに1回までとする。

(奨励金等の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、奨励金等の交付の可否を決定し、介護人材確保定着支援事業奨励金等交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(奨励金等の交付方法)

第8条 市長は、前条の規定により決定した奨励金等を概算払で交付することができる。

(変更申請)

第9条 奨励金等の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、介護人材確保定着支援事業奨励金等交付決定変更申請書（第7号様式）に、第6条第1項に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、第7条の規定により決定した内容を変更する場合は、介護人材確保定着支援事業奨励金等交付決定変更通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 奨励金等の交付申請をした者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下げる場合は、介護人材確保定着支援事業奨励金等申請取下書（第9号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金等の交付決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 奨励金等の交付を受けた者は、システム導入補助金を除き、交付の決定を受けた会計年度の末日までに介護人材確保定着支援事業奨励金等実績報告書（第10号様式）に奨励金等を交付要件対象者に支給したことが分かるものを添えて提出するものとする。ただし、家賃補助については、交付要件対象者が家賃を支払ったことが分かる書類等も併せて提出するものとする。

2 奨励金等の交付を受けた者のうち家賃補助の対象期間が2会計年度にわたる場合は、年度ごとに実績報告を行うものとする。

3 奨励金等は、第8条の規定により概算払を受けた額を上限に精算を行わなければならない

ない。この場合において、残額が生じた場合は返納しなければならない。

(調査)

第12条 市長は、必要があると認めたときは申請者若しくは交付決定を受けた者に対し、必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができるものとする。

(奨励金等の返還等)

第13条 市長は、この要綱による奨励金等の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取消し、介護人材確保定着支援事業奨励金等取消通知書（第11号様式）によりその旨を通知する。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金等の交付を受けたとき。

(2) 起算日から1年を経過する前に交付要件対象者の離職その他交付要件を満たさなくなったとき。

(3) 奨励金等を他の用途に使用したとき。

(4) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取消した場合において、既に奨励金等を交付しているときは、期限を定めて奨励金等の全部又は一部を返還させることができる。ただし、死亡その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定により交付の取消しを受けた者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(関係書類の整備及び保管)

第14条 奨励金等の交付を受けた者は、交付申請に係る関係書類を交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

介護福祉士	（主任）介護支援専門員	社会福祉士
実務者研修修了者※ 1	（准）看護師	介護職員初任者研修修了者※ 1

※ 1 ホームヘルパー 1 級及び 2 級含む。

別表第 2（第 3 条関係）

種 別		交付要件	金 額
基準額 1	雇用奨励金	法人が交付要件対象者を雇用した場合	1 人当たり 100,000 円
基準額 2	システム導入補助金	法人がシステムのライセンス料を支払った場合 ※注 1	1 事業所当たり 21,000 円
加算 1	定住奨励金	交付要件対象者が採用を決定された日から 6 か月以内に転入（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項に規定する転入をいう。）し、1 年以上継続して居住する意思がある場合 ※注 2・注 3	1 人当たり 50,000 円
加算 2	家賃補助	交付要件対象者が、自ら居住するために市内に住宅を借り受けている場合 ※注 2・注 4	1 人 1 か月当たり 10,000 円

注 1）事業所番号ごとに 1 回限り

注 2）交付要件対象者でない者が雇用を開始した日から 1 年以内に交付要件対象者となった場合は、起算日において交付要件を準用する。

注 3）転入した日から過去 1 年以内に住民基本台帳への登録がないこと。

注 4）交付要件対象者が採用を決定された日以後に本人名義で賃貸借契約を締結した住宅であり、当該家賃の自己負担があるもの（交付要件対象者の配偶者又は 1 親等以内の親族が所有する住宅を除く。）